意見書案第 15 号

核兵器禁止条約第1回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月8日

福 岡 市 議 会 議長 伊藤 嘉 人 様

提出者 福岡市議会議員

勝 山 信 吾尾 花 康 広堀 本 わかこ松 尾 りつ子はしだ 和 義森 あやこ倉 元 達 朗田 中 たかし近 藤 里 美

核兵器禁止条約第1回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書

史上初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約が成立し、批准国・署名国が増え続ける中, 今年1月,同条約は発効しました。核兵器のない世界の実現へ向け、世界中の人々の期待が高 まりつつあります。

同条約の第8条では、核軍縮や期限を定めた核兵器の廃止などの措置を協議する「締約国会議」の開催について定められ、同条第2項で規定された第1回締約国会議が来年3月にオーストリアのウィーンで開かれます。締約国会議には同条約の締約国でない国に対してもオブザーバーとして出席するよう招請することが同条第5項に定められており、既に国連事務総長は日本政府にも出席を招請しました。

第1回締約国会議で議長を務めるオーストリア外務省の軍縮局長は、「第1回締約国会議で、核兵器の人道的結末とリスクへの認識を再び高めるような強力な政治的メッセージを発信したい」と表明しており、同条約をいまだ締約していない国も出席した上で、同会議が核兵器の人道的結末とリスクへの認識を高めるという点で成功することは、核軍縮・核廃絶の進展にとって大きな意義があります。

日本は同条約の未締約国であり、同会議へ参加する場合にはオブザーバーとして参加することになりますが、同条約では核兵器の使用などにより被害を受けた者への援助及び汚染された地域の環境の修復について定められており、この点において、唯一の戦争被爆国である日本の政府が同会議に参加して積極的な役割を果たし、「核兵器の人道的結末とリスクへの認識を再び高める」よう貢献することが期待されています。

よって、福岡市議会は、政府が、核兵器禁止条約の第1回締約国会議にオブザーバーとして 参加されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣, 外務大臣, 内閣官房長官 宛て

議 長 名